

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和4年12月21日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和4年12月21日（水）午前9時00分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

子育て支援課 相馬課長、須藤係長

3 件名

子ども医療費の助成拡大（高校生相当まで）について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・資料の予算額の内訳の部分、高校生相当分の助成費の根拠は。
 →今年度時限的に10月受診分から行っている「高校生等医療費助成事業」の扶助費の算出と同様に、印西市の令和3年度決算額を白井市の高校生の人口割合で計算した。

・時限的に実施している当事業について、10月受診分から高校生医療費の助成を開始して、保護者の反応は。
 →「高校生まで年齢を拡大してもらい、とてもありがたい。」「定期的に通院しているため、とても助かっている。」などの声をいただいている。また、来年度も継続してほしいとの要望もある。

・担当課における事務量増への対応は。
 →今年度の時限実施分については、10月から受付開始し、現在事務量は増加しているが予定通り処理できている。
 来年度については、会計年度任用職員の勤務日数を増加し対応する予定である。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

件名	子ども医療費の助成拡大(高校生相当まで)について										
現状・課題	<p>現在、子ども医療費助成は、中学3年生までの入院・通院・調剤の保険診療の全部又は一部を助成し、子どもの保健対策と保護者の経済的負担の軽減を図っている。また、令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化と物価高騰に直面する保護者の経済的負担軽減をするため、国の地方創生臨時交付金を活用し、6ヶ月間の限定により、子ども医療費助成の対象とならない高校生相当の医療費助成をしているところである。</p> <p>第5次総合計画の戦略の柱である「子育てしたくなるまちづくり」の戦略事業の1つとして、子ども医療費助成事業を実施しているところであるが、市の現状を見ると合計特殊出生率及び出生数の推移は低下傾向が続いていること、今年度時限的に実施している事業に対して継続を求める市民の声、近隣市町の助成拡大実施状況を踏まえると、取組目標の「安心して子どもを産み育てられるまち」に向け、取組をさらに充実させていく必要がある。</p>										
付議事案	目的	医療費助成制度の対象年齢を拡大することで、子どもの保健対策と子育てをする保護者の経済的負担軽減の充実を図り、市民が安心して子どもを産み育てられる環境づくりをさらに進める。									
	対応策	<p>子ども医療費助成の対象とならない高校生等の医療に要する費用を負担する保護者に医療費を助成する。</p> <p>◎高校生相当までの助成対象拡大 令和5年4月1日以降、医療機関を受診した日において、白井市に住民登録がある高校生等の保護者</p> <p>◎助成区分 保険診療分の通院、入院、調剤の費用の全部又は一部助成</p> <p>◎助成金額 医療機関で支払った患者負担額から次の世帯区分に応じた自己負担金の額を控除した額(一部助成) ただし、調剤については、自己負担金の額を控除しない(全部助成)</p> <table border="1" data-bbox="528 1196 1362 1319"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>自己負担金 (入院1日及び通院1回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村民税所得割非課税世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割課税世帯</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎対象期間 令和5年4月1日受診分から助成開始</p>					世帯区分	自己負担金 (入院1日及び通院1回)	市町村民税所得割非課税世帯	0円	市町村民税所得割課税世帯
世帯区分	自己負担金 (入院1日及び通院1回)										
市町村民税所得割非課税世帯	0円										
市町村民税所得割課税世帯	300円										
論点(決定を要する事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施の可否について ・事業実施の方法について 										
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>来年度における千葉県内市町の当該事業の実施状況はどうか →現時点では、通院では27市町村、入院では28市町村が実施しているが、令和5年度から5市町が新たに実施すると確認している(別添資料のとおり)</p>										
今後のスケジュール	R5.3月 議会にて当初予算案上程 R5.3月議決後 対象世帯へお知らせ送付		R5.4月～ 申請受付開始 R5.5月～ 随時振込開始								
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)					
	条例規則	有	規則一部改正		報道発表	有	定例記者会見(R5.2月)				
	議会説明	無			広報・HP等	有	広報 4月1日号、HP				
	市民参加	無									
付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input checked="" type="checkbox"/> 時限非 (R5年度当初予算公表まで)										
参考情報	関係法令等	白井市子ども医療費の助成に関する規則									
	関係課										
	事業費	244,442 千円 (うち年齢拡大分37,024千円)		うち特定財源		57,602 千円)					
	カテゴリー	年代	小・中学生、高校生	場所	市内全域	目的	健康・福祉	手段	給付		

子ども医療費助成の拡大（高校生相当まで）について

事業拡大の
背景

1. 少子化の進行

■ 合計特殊出生率の推移

全国・県・市とも経年的に低下傾向、市は全国・千葉県より低い傾向

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全国	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30
千葉県	1.35	1.34	1.34	1.28	1.27	1.21
白井市	1.28	1.28	1.36	1.29	1.15	1.08

■ 出生数の推移 経年的に低下傾向

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
白井市	444 件	404 件	408 件	354 件	314 件	284 件

2. 市民ニーズ

■ 充実していくべき子育て支援施策（R2. 2月住民意識調査より）

「医療費への助成」が「安心して医療機関にかかれる体制」等とともに
約3割と高い

- 1位 子どもが安心して医療機関にかかれる体制 29.7%
- 2位 必要な時に誰でも利用できる保育サービス 29.5%
- 3位 医療費への助成 29.4%

■ 既存の「高校生等医療費助成事業」に対する市民の声

令和4年度、新型コロナウイルス感染症長期化の影響と物価高騰に直面する保護者の経済的負担を軽減するため、国の地方創生臨時交付金を活用し時限的に高校生相当の医療費助成を実施しており、申請窓口等で「定期的に通院しているので助かる」「今後も継続してほしい」などの市民の声が多くある。

3. 高校生相当までの子ども医療費助成実施状況（R4. 10.1時点）

■ 千葉県内 54市町村中、

通院：27市町村 50%

入院：28市町村 約52%

※さらに、R5年度から拡大実施予定 5市町見込みあり

■ 全国 1,741市区町村中、

通院：817市区町村 約47%

入院：892市区町村 約51%

<p>事業拡大の理由</p>	<p>第5次総合計画 まちづくりの重点戦略 戦略1 若い世代定住プロジェクト 戦略の柱 「子育てしたくなるまちづくり」 実現への取組 「子育てに係る経済的負担の軽減」 ★戦略事業 「子ども医療費助成事業」</p> <p>本市において合計特殊出生率や出生数の低下が続いており、少子化の進行による人口減少が見込まれる中、市民ニーズや県内近隣市町の実施状況を考慮すると、子育て中の世帯に等しく子どもの保健対策と子育て世帯の経済負担軽減の取組を充実させ、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりをさらに進めていく必要がある。</p>
<p>事業拡大の開始時期</p>	<p>令和5年4月1日受診分から</p>
<p>拡大する助成対象</p>	<p>令和5年4月1日以降、高校生等（15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）の保護者（高校生等の親権を行う者、後見人その他の者で、現に当該高校生等を扶養し、かつ、生計を維持している者）で、次のすべての要件を備えている高校生等の保護者とする。</p> <p>①高校生等が医療機関を受診した日において、白井市の住民基本台帳に記録されている者であること</p> <p>②高校生等が医療保険各法による保険に加入している者であること</p>
<p>※対象外となる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 高校生等が生活保護法による被保護世帯に属している場合 • 高校生等が婚姻した場合 • 高校生等が医療保険の各法において保護者の扶養から外れている場合又は保護者の扶養となる要件を満たさないときと同等の収入がある場合

助成対象区分	保険診療分の通院、入院及び調剤						
※助成対象外医療費	<ul style="list-style-type: none"> • 疾病等が独立行政法人日本スポーツ振興センターによる医療に関する給付制度の対象となるもの • 交通事故等、第三者の加害行為による災害で、損害賠償を受けられるもの • 加入健康保険から支給される高額療養費等 • その他法令等による公費負担医療制度の対象となる場合には、その制度を優先適用する 						
助成金額	<p>助成金の額は、医療機関で支払った患者負担額から次の世帯区分に応じた自己負担金の額を控除した額とする。</p> <p>ただし、保険調剤については、自己負担金の額を控除しない。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>自己負担金 (入院1日及び通院1回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村民税所得割非課税世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割課税世帯</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯区分	自己負担金 (入院1日及び通院1回)	市町村民税所得割非課税世帯	0円	市町村民税所得割課税世帯	300円
世帯区分	自己負担金 (入院1日及び通院1回)						
市町村民税所得割非課税世帯	0円						
市町村民税所得割課税世帯	300円						
所得制限	なし						
助成方法	<p>①令和5年4月～7月受診分まで→償還払い (医療機関で患者負担額を支払った後、市へ申請することにより保護者の指定口座へ払い戻しするもの)</p> <p>②令和5年8月受診分以降 →受給券による現物給付開始予定 (令和5年8月から千葉県において、既存の中学生までの助成と同様に受給券による給付を予定。※県外での受診分は償還払い)</p>						
予算額	<p>◎歳出予算額：244,442,000円 3款2項1目</p> <p>★子ども医療費助成事業 【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 助成費 197,211,000円(中学3年生まで) 31,602,000円(高校生相当分) • 事務費(消耗品費、通信運搬費、システム使用料) 15,629,000円 <p>◎歳入予算額</p> <p>16款2項1目 民生費県補助金 56,961,000円 21款4項2目 雑入 641,000円</p>						